

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）【3】」
2. 日 時：令和3年3月28日 15時00分～16時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

山下係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料1 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・ 資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・ 資料3 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・ 資料4 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のニシウチです。それではこれからは吸収減
0:00:05	なんだっけ。
0:00:23	州電力原子力発電法
0:00:27	本日の資料 4 に記載してございます。確認事項のリストに沿って、資料 1 を中心に用いながらご説明させていただきます。
0:00:36	では、確認事項リストの一番からご説明させていただきます。一番については、確認事項の 11 番と 17 番との関係性が深いので、
0:00:46	火災防護審査基準の要求事項をどのようにとらえて、設計の流れを踏まえて、基本的な方針にどのように反映し、また、補足説明資料の構成に反映できているのかという点で、
0:00:56	通しでご説明させていただきます。
0:00:59	あと、これまでのヒアリングでいただきました確認事項を踏まえまして、基本設計方針の構成を整理し直し、資料 1 の 22 ページ以降に、川内 1 号機、
0:01:10	27 ページ以降に、玄海 3 号機の基本設計方針の構成を見、整理した結果を示しております。
0:01:16	また資料 2、3 の補足説明資料については、
0:01:20	整理した基本設計方針の構成を踏まえて見直したものを今回ご提出させていただきますいております。
0:01:25	では説明に移りますので、資料 1 の 6 ページをお願いいたします。
0:01:33	ホームページは 3 月 14 日のヒアリングでも
0:01:36	説明しておりますが、火災感知設備に関わる片方審査基準の要求事項について、基本、
0:01:42	体系前後の変更点を示しております。
0:01:44	火災感知器に係る要求は 2 ポツ 2 ポツ 1 (1) ①②となっております、当社は①②を、
0:01:51	感知器等の選定、異なる感知方式の感知器等の設置を作動の防止、感知機等の設置方法の四つに分け、設計を検討しております。
0:02:00	これ火災感知器に関わる四つの要求事項のうち、改正前後で変更されたものは、黄色枠で示しております感知器等の設置方法に関わる事項であり、
0:02:10	規制要求と事業者の理解の会議を解消するために設置方法が明確化されたものという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	スズキ資料1の9ページをお願いいたします。
0:02:23	ホームページは、先ほどご説明した四つの要求事項を色分けし、各事項を設計の流れのどこで検討しているか。
0:02:31	一般エリアの設計の流れと十分な保安水準を確保した設計の流れに分けて示しております。
0:02:38	設計の流れは大きく選定と設置の段階に分かれており、
0:02:43	選定の段階においては、環境条件や火災の提供を考慮して、
0:02:47	選定する感知器の型式を定め、
0:02:50	選定した火災感知器に対して講じる誤作動防止の方策を決定しております。
0:02:55	設置の段階においては、エリア、
0:02:58	いわゆる管理方式の火災感知器の設置において、それぞれの火災感知器の設置方法を検討いたします。
0:03:04	また、設置する火災感知器は、先ほど選定したタカハシから設置場所の環境条件や火災感知器の設置方法を踏まえ適切な型式を抽出し、
0:03:14	誤作動防止の方策を講じる設計等々の設計と設計を行います。
0:03:19	また、
0:03:20	設置方法を検討するに当たりまして、
0:03:23	鉄エリアの環境条件に起因する設計上の制約によって、異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則等によって設置することが困難な場合には、
0:03:33	十分な保安水準を確保した設計を行うこととしており、
0:03:36	中の青下線で示す一般エリアの設計からハタ破線で示す、十分な保安水準を確保した設計に移ります。
0:03:44	十分な保安水準を確保した設計においても、選定段階の設計は共通となっております。設置段階も設計の流れについては、一般エリアの設計の流れと同じとなって、
0:03:55	統一する点としては、火災感知器の設置方法について、エリアの環境条件等を考慮して、工夫した設置方法を検討する前になります。
0:04:05	次に、火災防護審査基準の要求事項と設計の流れを考慮した基本設計方針の構成について、川内1号機の基本設計方針を例にご説明させていただきます。
0:04:15	資料1の22ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	22 ページ、表 3 列に分かれてございまして、真ん中の列が火災防護審査基準の工程を踏まえ、
0:04:32	基本的保守の
0:04:33	構成を整理した結果となっております。
0:04:36	1 ポツ 1、両括弧 2 a ポツの冒頭に設計の流れを示してございまして、
0:04:42	一段落目に選定段階の設計、段落目に設置段階の設計を控えております。
0:04:48	資料の色分けした下線は、それぞれ以降に示した要求事項に関わる設計を記載した場所、
0:04:54	を示してございます。
0:04:56	選定段階の設計を示す、一段落目は、環境条件が予想される火災の性質を考慮して型式を選定するとともに、火災感知器の誤作動を防止する方策を講じる旨記載し、
0:05:08	それぞれあった、赤線と緑下線を引いている部分になり、
0:05:14	設置段階の設計を示します 2 段落目には、早期に火災を感知できるよう、
0:05:19	異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則等によって設置する設計を基本とすること。
0:05:25	異なる感知方式の火災感知器としては、環境条件等を考慮して型式を選定した火災感知器のうち、
0:05:32	1 場所の環境条件及び設置方法を踏まえ、適切な火災感知器を設置し、予作動防止の方策を講じる設計を記載してございます。
0:05:41	選定段階、設置団体の設計の詳細を、冒頭の文章に続く、両括弧エ、あと、23 ページに記載してございます両括弧 B に記載してございます。
0:05:52	設置団体の設計は、環境条件に応じて、
0:05:55	注意しているエリアごとに分けて記載してございまして、24 ページ以降のからに、
0:06:01	一般エリア、ポーティングエリア、屋外エリア高線量エリアの設置段階の設計を示してございます。
0:06:07	また、
0:06:08	25 ページから始まります両括弧 C については、
0:06:12	火災感知設備の設計上の考慮として、火災防護審査基準のうち、③④で要求されてございます電源の確保と、中央制御室での監視に関わる設計や、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:24	両括弧両括弧Bの設計によって設置した火災感知器に加えまして、
0:06:29	設備の設置状況を踏まえ、中央制御盤等の特定の設備に対して火災感知器を追加で設置する設計を示しております。
0:06:38	ここまでにご説明いたしました基本設計方針の構成を踏まえまして、補足説明資料の工程についても見直しております。
0:06:46	仙台12号機の補足説明資料を用いまして構成をご説明させていただきたいと思いますので、資料2の、
0:06:54	右下、記載しております河内ページの78ページ。
0:07:05	こちら、
0:07:07	後、補足説明資料の7に
0:07:10	エリアの特性に応じた火災感知器の設計に関わる資料。
0:07:14	でございます。
0:07:15	1ポツ1に設計の中
0:07:19	ほどご説明しましたセキの
0:07:20	を示した上で、2ポツ1以降に、先ほどの基本設計方針の構成に応じた内容を追うごとに記載しております。
0:07:28	2ポツ1に、選定段階の設計、2ポツ2節段階の設計、
0:07:33	2ポツ2の中で、2ポツ2ポツ一気にいっぱいでは、
0:07:37	特に保健所におっさんに屋外
0:07:41	ポツポツように高線量エリアの設計を示し、
0:07:44	最後にポツ2ポツ5につきましては、原子炉格納容器が一般エリアを天井エリア、高線量エリアが混在するため、別立てで設計を記載しております。
0:07:54	2ポツ2ポツ4から2ポツ2ポツ2から1ポツ4では、具体的なエリアごとの設計を記載した構成としておりまして、
0:08:01	それぞれ基本設計方針の構成に応じた見直しを図って、
0:08:09	確認事項の一番、及び、関連する番号のご説明、以上になります。
0:08:16	続いて、
0:08:17	確認事項の3番についてご説明させていただきたいと。
0:08:22	確認事項。
0:08:23	の3番についてですが、保安水準を確保した設計に関連する。
0:08:27	関係性のある4番、12番18番を押してご説明させていただきたいと思っております。
0:08:34	まず資料1の7ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:43	こちらのページは、火災感知器を設置するエリアの分類を示してございまして、エリアの提示、
0:08:50	あと火災感知器設計上の制約、
0:08:52	これが契約を踏まえて、異なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則 23 条 4 項、またはそれと同等以上の方法により設置することが困難であり、
0:09:02	十分な保安水準を確保した設計を行うことを示しております。
0:09:07	ページめくりまして、8 ページをお願いいたします。
0:09:14	ページは、技術基準規則及びその解釈等を踏まえ、十分な保安水準の定義を説明させていただく形になってございます。
0:09:22	技術基準規則第 11 条では、表内の左の列に示しますように、早期に火災発生を感じている設備を施設することが求められており、
0:09:32	11 条の解釈では、
0:09:34	11 条に規定する措置は別途定める火災防護審査基準によることとされておりまして、火災防護審査基準に、
0:09:41	火災感知器は先ほどご説明した四つの事項が要求されていおりますので、
0:09:46	一般エリアにおいては、これら四つの要件を満足することで、技術基準規則 11 条に適合する設計としております。
0:09:53	一方で、高天井エリア等の火災防護審査基準のうち河西間火災感知器の設置方法に関わる要求事項を満足できないエリアにつきましては、
0:10:02	技術基準規則の解釈の柱立てにある技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的な根拠があれば、技術基準規則に適合するものと判断するという記載を踏まえまして、
0:10:15	十分な保安水準を確保した設計を行い、
0:10:18	技術基準規則 11 条に適合することとしております。
0:10:22	十分な保安水準を確保した設計においては、算式等の選定、異なる感知方式の感知器等の設置、
0:10:29	探知機等の誤作動の防止について、火災防護審査基準に基づく設計と同じ設計を行い、
0:10:35	探知機等の設置方法について、消防法施行規則 23 条 4 項も踏まえまして、工夫した方法によって火災感知器を設置する設計を行います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	消防法施行規則 23 条 4 項による火災の感知においては、火災が発生した高い区域または火災区画において必ずしも機器の安全性を守れるものではないものの、
0:10:55	それ以外の火災区域または火災区画の機器に影響を及ぼす前に火災を感知することが可能となって、
0:11:02	そのため、十分な保安水準を、資料アホあの下の方に書いております赤枠内に示すように、
0:11:08	発生した火災の、
0:11:10	影響が隣接する火災区域または火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に及ぶことを防ぐために必要な火災の感知
0:11:21	としております。
0:11:22	この保安水準を達成するための、各エリアにおける火災感知器のセキを 12 ページ以降でご説明いたします。12 ページ。
0:11:36	12 ページ、方天井エリア全般の設計を示しておりますして、工程上エリアにおいては、20 メーター以上の取付面高さのエリアに
0:11:45	消防法施行規則等の方法により設置可能な炎感知器を一つ目の感知器として設置いたしまして、二つ目の感知器としてハタ元となりうる設備等に対して、煙感知器を設置。
0:11:57	この設計によって火災によって生じるものについて、エリア全体を網羅的に監視するとともに、火災が発生した場合の周囲への影響が大きい赤木からの煙を監視することで、
0:12:08	発生した方の影響が隣接する火災区域または火災区画の火災防護上重要な棟及び重大事故等対象施設に及ぶ前に火災を感知し、十分な保安水準を達成できると考えて、
0:12:21	13 ページお願いいたします。
0:12:24	13 ページ屋外エリア全般の設計を示しておりますして、
0:12:28	奥田エリアにおいては、かげんとなりうる設備に対して、異なる感知方式であり、ある防爆型の煙感知器と防爆型、
0:12:38	申し訳。
0:12:39	異なる感知方式であり、ある防爆型の熱感知
0:12:42	合格型の炎感知器を設置します。
0:12:45	この設計により、
0:12:46	火災が発生した場合の周囲への影響が大きい、カタギリからのフォローを監視することで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:52	発生した火災の影響が隣接する火災区域または火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設における前に、
0:13:01	火災を感知し、十分な保安水準を達成できると考えております。
0:13:05	申し訳ありません資料、ページの真ん中あたりにすみません誤記がございましたので、少し訂正させていただきます。
0:13:12	衛藤。
0:13:13	資料中央の火災が発生した場合の周囲への影響が大きい。
0:13:16	県等からの煙及びオノさん。
0:13:19	文書に関しまして、
0:13:20	煙及び炎は熱及び炎の誤りでしたので、
0:13:25	申し訳ありません。
0:13:29	事で修正の旨を伝え、
0:13:34	続きまして 14 ページで、高線量
0:13:41	本線量エリアにおいては、異なる感知方式の火災感知器のそれぞれについて、放射線や空気量を考慮した適切な位置に火災感知器を引き継ぐ、または、
0:13:52	別な位置の火災感知器を兼用する設計として
0:13:55	この設計により高線量エリア内の方によって生じる煙及び熱を監視することで、
0:14:01	発生した火災の影響が隣接する火災区域または火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に及ぶ前に火災を感知し、十分、
0:14:11	暗記し、十分な保安水準を達成できると考え
0:14:15	各、
0:14:17	エリア部と具体的な各エリア部等の設定については、補足説明資料のほうに記載しておりますが、本日は、
0:14:25	確認事項、
0:14:26	その他の確認事項のご回答を、
0:14:32	続きまして、
0:14:34	確認事項リスト資料 4 の確認事項リストの 5 番についてご回答。
0:14:42	使用済み樹脂貯蔵タンク室について、火災防護審査基準の改正の趣旨を踏まえて、どのように検討し、火災感知器を設置しない設計としたかについて、
0:14:52	補足説明資料 9 でご説明させていただきます。本日の資料で資料 2、通しページ 139 ページ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:09	139 ページは、火災感知器を設置しないエリアに関わるものという補足説明資料 9 の一部になってございまして、
0:15:17	設置許可基準、
0:15:19	基準の解釈、
0:15:21	の、8 条第 1 項においては、発電用原子炉施設の安全性が損なわないように、損なわれないようにするため、
0:15:30	火災のカツベ防止であったり、感知及び消火といった必要な機能を有することが、
0:15:36	また、
0:15:38	平成 31 年 2 月 13 日の火災防護審査基準の改正では、
0:15:43	火災を早期に感知できるように、
0:15:45	消防法令と同等以上の設置方法により、
0:15:49	火災感知器を設置することが明確化されており、
0:15:53	これら基準の要求を踏まえまして 30
0:15:56	一定の内容、
0:15:58	使用済み燃料ピット及び使用済樹脂とどう関係は、
0:16:03	火災が発生することがなく、火災により安全機能を損なわないものとして設置許可を受けております。
0:16:09	火災防護審査基準の改正後におきましても、当該エリアにおいて火災が発生しないという考えに変わりはなく、
0:16:16	火災を早期に感知するために、網羅的に監視すべきエリアには入らないと考えておりますので、
0:16:22	これらのエリアについては、火災感知器を設置しないエリアとして、今回の設定を、
0:16:30	確認事項リスト 5 についてはご説明。
0:16:34	続きまして、江藤、6 番、確認事項リスト 6 番のご説明に入ります。
0:16:39	自動火災報知設備工事基準書に基づく設計について、令和 4 年 1 月 26 日に開催された原子力規制委員会の議論を踏まえ、検討した内容をご説明いたします。
0:16:52	補足説明資料の 7、2 ポツ 2 でご説明させていただきます。資料、今回の資料の 2、資料 2、年ページ 81 ページを、
0:17:10	資料 281 ページ。
0:17:13	2 ポツ 2、火災感知器の設置方法が記載してございます。
0:17:17	2 段、3 段落目になお書きから始まる断面

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:23	こちら修正した文章を記載しております。
0:17:26	読み上げますと、
0:17:28	なお、消防法施行規則第 23 条第 4
0:17:31	感知器の設置は、消防法の運用において、実務上、火災予防に支障がないものと認められている自動火災報知設備工事基準書、括弧日本火災報知
0:17:41	工業会等の定めのうち、
0:17:44	原子力発電所の火災防護においても、支障がないことを客観的に判断できるものを踏まえた設計とするとしております。
0:17:55	6 の確認事項。
0:17:57	このコメントに関しましては火災防護に関する説明書に対する確認を受けたものでございました。
0:18:05	今後補正時において、説明書についても、この文章で修正をさせていただきたいと考えております。
0:18:12	6 番の御説明。
0:18:16	続きまして、7 番のご説明になりますが、
0:18:21	感知器の案性能に関わる説明において、
0:18:24	規格省令第 17 条の 8、炎感知器に係るものが引用されているため、内容確認の上誤りがあれば、資料を修正することという点に関しまして、
0:18:34	こちら、ご指摘の通り記載に誤りがありました。申し訳ありません。
0:18:39	補足説明資料 5 を修正させていただいております。
0:18:43	資料 2 ポツページで 51 ページ。
0:18:50	1 歩 に、
0:18:52	1 ポツの (2) の障防法の検定についてという項目になります。
0:19:00	障防法、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術基準上の規格を定める省令、第 13 条、十四条、15 条の 3。
0:19:10	それぞれ可動式分布型感知器の感度
0:19:13	設定をし感知器の校章作動温度の区分及び管理、
0:19:16	目覚め R O V 式スポット型の感知器の交渉、感知温度範囲、連続応答性及び看護、
0:19:22	に定められる感知性能を有するものをせずに、
0:19:27	記載を修正させていただいております。
0:19:29	失礼いたしました。
0:19:32	続きまして、確認

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:33	イソノ 8 番、
0:19:35	球児感知器について確認すべき項目に、熱感知器の基準がまじっていた点に関しまして、こちらもご指摘の通り、記載に誤りがございましたので、
0:19:45	資料 2、通しページ 65 ページ。
0:19:49	説明資料 6-1 の記載を修正しております。
0:19:58	続きまして、確認事項リスト 9 番、補足説明資料 6-1 で、
0:20:05	説明されている。
0:20:07	図面で確認すべき項目及び施工時に確認すべき項目について、資料 6-2 の 6-2-1。
0:20:14	及び 6-2-2。
0:20:17	のどこに該当するのか、また、
0:20:19	九州電力と供給者のどちらが確認する。
0:20:22	かという点につきまして、補足説明資料 6-2 でご説明させていただきます。
0:20:28	資料 2 のページ 69 ページをお願いいたします。
0:20:37	69 ページず-6-2-1
0:20:43	資料 6-1 の図面で確認すべき項目は、第 6-2-1 図の、
0:20:49	工認申請作成時における、消防設備士による現場調査、
0:20:54	及び現場調査報告書、
0:20:57	ページめくりまして、70 ページに記載しております、6-2-2 図の設計 1 に、及び設計 3 における供給者の設計開発と、
0:21:07	調達益
0:21:08	納入図書の検証がそれぞれ該当
0:21:11	いたします。
0:21:12	また、資料 6-1 の施行時に確認すべき項目は、
0:21:17	6-2-1、ページ戻りまして 69 ページの 6-2-1 図の協力会社による現場確認及び
0:21:24	九州電力による、
0:21:26	工事実施確認。
0:21:28	6-2-2 図の、
0:21:31	工事検査における供給者による
0:21:34	院長、
0:21:35	当社九州電力による設計開発の妥当性確認。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	妥当性確認各自主研カトウがそれぞれ該当しております。
0:21:45	確認においては供給者の消防設備士が確認した当初工事記録等について、九州電力が承認を行うことで確認を行っております。
0:21:53	6-2-1 図、6-2-2 図に関しましては、
0:21:56	今しがたご説明した内容がわかるように、記載を追加しております。
0:22:06	続きまして、確認事項リストの 10 番についてご説明させていただきます。
0:22:11	今回の資料で言いますと資料 2 の通しページ 71、3 ポツ 6 ポツ 3 の、
0:22:17	調達仕様書の作成において、火災防護審査基準の改正なのは、内容はどの項目にどのように含まれているのかについてですが、こちら
0:22:27	ご理解の通りですね、f ポツ適用法令等に関する要求事項に、新規制基準の要求事項に加え、火災防護審査基準の改正も含まれるものになります。
0:22:38	確認事項を踏まえまして、
0:22:40	火災防護審査基準についても、吸収する法令であることがわかるように、
0:22:45	当該の資料を修正してございます。
0:22:49	ページ 71 ページの記載が、
0:22:57	行きまして、確認事項リストの 13 番。
0:23:03	こちら今回の資料で言います資料 2 の 92 ページ、
0:23:12	7-6 分、
0:23:13	この取水ピットエリアに対する火災感知器の設計において、青色は 1000 与える一点鎖線緑色長破線が何を意味するのかについてですが、
0:23:24	こちらは、青色下線は、浅井中期赤色一点鎖線が火災区画。
0:23:30	イド以上の商品がアンチ区画を示しております。
0:23:34	確認事項を踏まえまして、
0:23:36	説明資料 7 の各図面に、この線の凡例を記載しております。
0:23:46	続きまして、確認事項の 14 番。
0:23:49	今回の資料で、資料 2。
0:23:52	107 ページのオダ店等エリアの関係。
0:24:00	まず、
0:24:01	雑然帳
0:24:02	や、脱塩塔エリアの空調の吸い込み口の有無について、
0:24:07	受けておりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:09	伊達とバルブ
0:24:12	だと脱塩塔へ
0:24:20	紹介の記載を見直しております。
0:24:22	具体的な漠然とエリア
0:24:24	A7-12図に示す通り、各雑然と。
0:24:30	1月。
0:24:34	また、
0:24:35	雑円筒エリアにおける風速や、
0:24:41	こちら、第7-12図に詳細図を追加しております。
0:24:47	資料2の107ページ。
0:24:54	臥床タイプとなって、
0:24:58	全棟エリアと、及び、雑然とバルブ
0:25:08	だと、直径200ウダ200mmのラッドに入札
0:25:20	0
0:25:24	風速約0.0。
0:25:26	%セキ
0:25:30	ハタ。
0:25:31	はい。
0:25:32	%
0:25:38	650人。
0:25:48	14番のご回答、以上
0:25:53	続きまして、確認事項リスト15番の、
0:26:03	法施行規則等々同等以上について、該当箇所があるか確認し記載を検討することといった、
0:26:11	こちら、
0:26:12	本日の説明資料で言いますと、説明資料1-7ページ
0:26:22	7ページに記載する記載に関わる
0:26:29	の記載の、
0:26:32	火災感知器
0:26:33	の制約を踏まえ、
0:26:42	等々の、
0:26:57	北山。
0:27:00	最後に確認事項リストの16番、
0:27:04	についてご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	屋外エリアについて、
0:27:08	防水ではなく、防爆を設置した理由についてですが、
0:27:12	防爆型の火災感知器は三つ、
0:27:17	大津イトウの。
0:27:18	受けにくい。
0:27:20	奥田委員。
0:27:25	使用できるものと考え、
0:27:28	申請対応時に、防爆型の関係を
0:27:33	屋外
0:27:35	既存の、
0:27:36	防爆型の方、
0:27:38	では大津イトウの
0:27:44	実績を考慮しまして、防爆型の感知器の設置というのは誤作動防止の観点で妥当な設計だったと考えております。
0:27:52	補足説明資料 7、
0:27:54	29 ページ 121 ページ、資料 2-110。
0:28:00	121 ページに記載。
0:28:02	こちらに関わる記載を、
0:28:04	追加しています。
0:28:12	こうしました。浅香。
0:28:13	に※の 4 ということで、注記
0:28:17	をお願いを
0:28:19	※の 4 については 121 ページ。
0:28:23	火災感知器は行って、
0:28:32	影響による誤作動の発生
0:28:41	確認事項、確認事項リストに、本日の資料 4 の確認事項につきまして、説明以上になります。
0:29:24	で、
0:29:33	上から順番にちょっと、
0:29:37	頭、
0:29:40	ポツのところろうゴトウです。
0:29:43	頭のところって、
0:29:46	これは単純な確認は念のための確認ですけど、前回、
0:29:51	いわゆる UM 塩

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:54	オカを、
0:29:55	考慮して、
0:29:56	型式を選定して、
0:29:58	そのUMLがせ、感知できるように
0:30:02	します、要はこのカー。
0:30:07	青実線の段階青実線、黄色実線の段階においても、いわゆる赤実線の時に考慮した環境条件っていうのをちゃんと考慮するんですよっていう趣旨。
0:30:19	一番最初の冒頭部分でも明確に書いてもらったのかなと思うんですけど。
0:30:24	そういう理解もそういう説明。
0:30:26	と理解して、
0:30:28	これは根間亀井
0:30:38	私の方からまず
0:30:41	けど、基本設計方針の順番でいこう。
0:30:46	で、白老
0:30:48	1ページお願いし、
0:30:57	九州電力五藤です。よろしく申し上げます。
0:31:04	いわゆる、
0:31:08	最初の一段落目、2段落、
0:31:11	この青実線黄色、
0:31:14	いわゆる設置する段階、
0:31:16	においても、
0:31:17	いわゆる赤実線で考慮しているような
0:31:20	環境条件
0:31:22	が、
0:31:23	そういったものを考慮して設置するんですよねっていうようなところとか、
0:31:27	含めてちょっとそこら辺の関係を整理してもらった結果が明確になった結果がこういうものだ。
0:31:33	けど、
0:31:34	この中でいわゆるUMLとか、
0:31:36	こういったどちらにも対応できるような、火災感知器の組み合わせ型設置になって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:42	ているという説明はここに表現されているものと理解をして
0:31:47	ちょっとこれは念のための確認から、
0:31:51	UMLとか、そういった観点という。
0:31:55	UMLという観点でいきますと、組み合わせが大事になってきますけれども、そういった観点でいうと早期に火災を感知できるよう、組み合わせるっていう点が、というMAも含めて、そういった組み合わせを基本的に検討します。
0:32:09	ことで、ものを記載し、
0:32:16	ここの今回の火災FAXで変わったと。
0:32:19	けど、
0:32:23	藤。
0:32:24	考慮すべき火災としては遊園
0:32:26	と無縁のものがあって、
0:32:28	どっちでも早期に感知できるように、必ずその煙リー。
0:32:33	その2種類の組み合わせの中に、
0:32:36	ただ煙がそもそも、
0:32:39	消防法施行規則に基づいた設置が不適
0:32:43	は技術的に設置できないとかそういった場合には、この刀禰知っていう組み合わせも許容しているというかそういう組み合わせがある場合もある。
0:32:51	そういう理解をして
0:32:52	ねという確認
0:32:53	よろしい。
0:32:58	九州電力の後藤ですご認識の通りで、認識のところございません。
0:33:10	されていない、この使用済み燃料ピット及び使用済みね。
0:33:14	使用済み樹脂貯蔵タンク室のところの、
0:33:17	確認なんですけど、
0:33:25	ボタン。
0:33:28	これ、先ほどのコメントの回答の中でも、回答ありましたけど、
0:33:33	資料2の、
0:33:44	説明資料9、
0:33:49	ホースページ139ページ。
0:33:52	はい。そちらお願いしますすいません。
0:34:00	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:01	この2ポツ、基準要求の二つ目の段落、
0:34:06	けど、
0:34:07	ここがですねよく理解できていなくて、
0:34:12	何か
0:34:13	主張されたことがよく理解でき
0:34:16	江藤、なぜここわあ、
0:34:21	いわゆる設置をしなくていい。
0:34:22	系という様は、
0:34:24	改正案の概要のところにも書いてますけど、
0:34:30	改正案、3ポツ四角がこうしていただいている改正案の概要のところの3行目くらいにも、火災区域全域をカバーするようになっていう趣旨がまず書かれていて、
0:34:40	その一番下の行。
0:34:42	けど区域内の網羅性により設置することを明確化するって書かれていて、
0:34:46	まさに今回の使用済み燃料樹脂タンク、
0:34:49	でも、火災区域、
0:34:53	区域内資格で、
0:34:55	何かをカバーするようにまず設置するっていう基準要求がかかっていると思ってるんですけど、そこが認識が違うという理解ですかちょっと具体的に
0:35:06	九州電力の方です。
0:35:08	等と当社の考え、
0:35:10	としましては、
0:35:11	火災防護審査基準の改正については、もともと
0:35:15	連立タワーの理解がちょっと、
0:35:19	理解が要求事項に乖離があった。
0:35:22	高見。
0:35:23	笹井牧場重要な機器であったり、重大事故等対処施設の近傍、その地
0:35:30	設備自体の上の方であったり、その近傍に火災感知器を設置するような設計をしておりました。
0:35:37	で、こちらが火災防護審査基準改正の中で、エリア内で発生する火災をいち早く離れた場所であってもいち早く感知すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	を網羅して、アップすることで、早期感知するというのにつなげましようというふうなことで、
0:35:53	例えば審査基準改正されたものと認識しております。
0:35:56	使用済み樹脂貯蔵タンクに関しましては、そもそも火災が発生しないということで、設置許可基準の断面で、整理してございます
0:36:07	そのため、火災が発生しないというふうに設計しているものについて、
0:36:13	カバーする必要はないというのが、
0:36:17	当社の考えで、
0:36:47	もう少しだけ認識を確認したい。
0:36:50	どう
0:36:52	いわゆる、要は、二段階あると思う。
0:36:57	要は基準要求がかかっているのかかかっていないのかという話と、
0:37:03	あとは基準 8 日かかっているのであればその上で、いやそれでも設置しなくていい理由。
0:37:08	がある。
0:37:09	いわゆる十分な保安水準みたいな考えかも。
0:37:14	その上で設置しなくていいのかという、大きく二段階に分けられると
0:37:19	で、
0:37:20	その上で、今の九州電力の説明っていうのは、一段階目がそもそも対象外なんです、要は基準で、要求されていないんですっていうことです。
0:37:32	二段階目の説明としてだったらなんかまだ趣旨は理解はできるのかなと。
0:37:36	けど、一段階目に入ってないんですっていう説明でしょう。
0:37:42	九州電力の後藤です。
0:37:44	西内さんがおっしゃられたこの基準要求というところの基準というのは、江藤技術基準の方ですが、火災防護審査基準、
0:38:00	ほぼ同義だと思っていますけど、少なくとも技術基準の解釈でほぼ火災防護審査基準を読み込んでいるので、の場合においてはと、
0:38:12	当資料、
0:38:16	ページ、
0:38:18	お願いし、
0:38:27	4 月の技術基準規則と解釈の片棒審査基準等、
0:38:31	大きく並べて書いていますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	当社の認識としてはその技術基準規則の 11 条を見たときに、
0:38:41	設計基準対象施設が火災によりその安全が安全性が損なわれないよう、
0:38:47	措置を講じなければならないということで、
0:38:50	そもそも火災が発生しないということ等の設計がなされたエリアについて、その火災防護審査基準の設計に解釈を、
0:38:59	解釈から河川も審査基準の設計に落ちていくようなものではなくて、
0:39:04	11 条の
0:39:08	本文、
0:39:08	の記載に伴って、設置が、
0:39:13	なされない。
0:39:14	ところであるというふうに考えて、
0:39:20	うん。
0:39:27	要は、
0:39:27	火災防護審査基準。
0:39:30	では、府まず、今回の使用済み燃料、使用済み樹脂貯蔵タンク室っていうのは、火災防護審査基準に基づくと、
0:39:40	そこでは要求されていない部分と理解をして
0:40:10	こちらに
0:40:12	はい。
0:40:16	しなければいけない要求は、
0:40:22	電力のゴトウです。江藤伊井そうですね今しがた西井さんがおっしゃられた方の会社。
0:40:32	改革、
0:40:33	どう、
0:40:34	さっきの資料 2-139 ページのこの改正案の概要でも、
0:40:40	火災防護審査基準の実際の条文、
0:40:42	けど、
0:40:43	どこをどう読めば、この使用、火災区域として設定されている使用済み燃料樹脂貯蔵タンク室、
0:40:50	火災感知器の設置が要求されていないという、
0:40:55	まず、まず火災防護審査基準。
0:40:57	に照らしてどうか。
0:41:01	火災防護審査基準に照らしていや違うんだってことであれば、技術基準法則に照らしてどうどうかって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	火災防護審査基準、
0:41:14	細胞審査基準の要求の観点で、会議資料済み樹脂貯蔵タンクを議論した場合は、
0:41:22	火災区域、
0:41:24	赤井木下はちょっと硬くに設定しておりますので、
0:41:29	火災防護審査基準通りの設計を行う場合は、環境設定設置するようなものになる。
0:41:42	そこは、こちらも、
0:41:46	今の 139 ページの説明は、何かそこを否定してるような気がした。
0:41:52	違う主張をしてるような気がしたんですけど。
0:41:55	そうではなくて、
0:41:58	火災防護審査基準では、設置するようになっているけども、
0:42:03	いわゆる技術基準本則の要求事項に立ち返り、
0:42:07	別に
0:42:09	解釈によるものではない、まさに十分な保安水準
0:42:13	けど、
0:42:14	殊、そっち側の方に寄せに行っって、設置しなくてもいい理由を組み立てると、そういったか債権がないからっていうことで整理できると思っている。
0:42:24	そういうことです。
0:42:36	僕が僕の、僕がそう理解したっていうふうに言いましたけどちょっと違えば違う。
0:42:44	はい。九州電力の後藤です。
0:42:47	江藤。11 条の本則に立ち返ったときに、
0:42:53	設置します。
0:42:54	設置しない設計。
0:42:57	となるものだというふうに考えている点は、西井さんが今、
0:43:01	ご認識いただいた内容と相違ありませんで、ただ、現状
0:43:06	高圧準衛藤そその設計が、解釈の柱だっていう
0:43:13	はい。解釈のは、解釈の柱だって踏まえて、
0:43:16	十分な保安水準を確保した設計として、
0:43:20	するべきものなのかという、ちょっと検討が今のところできていなかった。
0:43:36	というか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:37	実際大枠、
0:43:40	D、
0:43:42	D、
0:43:45	今、
0:43:46	いただいている葛西改正案。
0:44:03	真子
0:44:05	は、
0:44:06	こういった
0:44:11	一定程度の
0:44:29	有設計を、
0:44:32	ていうことな
0:44:34	んだよ。
0:44:43	とりあえず
0:44:45	聴したい。
0:44:46	ことはわかりました。
0:44:48	ただですね、今の資料2-139ページもう1回見ていただきたいんですけど、
0:44:54	これ読むと、
0:44:57	火災防護審査基準の改正。
0:45:00	要は要求では含まれてないっていうふうな文章にちょっと読める。
0:45:05	けど、
0:45:06	そこちょっと間違いがないようにちょっと明確化、明確化してもらってもいいですか。
0:45:11	はい、細見説明資料9について、
0:45:15	今しがた、
0:45:17	議論させていただいた当社の、
0:45:20	が伝わるように、資料修正。
0:45:25	以上です。
0:45:43	衛藤。
0:45:46	衛藤。
0:45:47	では、まず、今の、
0:45:51	3、
0:45:56	少なくともちょっと今、記載されている趣旨、文章だと、ちょっと説明、今、今し方説明された内容がちょっとよく伝わってこない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:04	で、ちょっと文章は、もう少しちょっと具体化して書いてもらえれば
0:46:09	今聞き取った理解した内容としては、
0:46:16	火災改正された火災防護審査期
0:46:19	基づくと、今回の使用済み燃料樹脂タンク、
0:46:23	というのは設置、
0:46:25	網羅的に設置しないといけない対処。
0:46:27	の前は火災区域、
0:46:31	なるんだけど、
0:46:33	法則要求に立ち返って、必ずしもその火災防護審査基準の通りやらなくとも、
0:46:39	要求が満たせば、
0:46:41	いうところで、
0:46:43	いわゆるかさが発生する恐れのない区域なので、
0:46:47	感知消火の対応はしません。
0:46:49	そういう説明と理解をしましたが、今のまず説明の、
0:46:53	鳥飼に何か間違いがあればちょっと訂正をいただいた上で資料を充実させていただければと。
0:47:05	九州電力の後藤です。
0:47:06	衛藤。
0:47:07	本則に立ち返る時のその存続というのが、すいません私、先ほどは、資料1の8ページを引用してご説明してしまったのでちょっと
0:47:18	良くなかったんですけども、技術基準規則というよりも、設置許可基準の本則に立ち返った場合に、
0:47:28	我々が考えるような設計、
0:47:31	なる。
0:47:31	どうなんだ。
0:47:36	もう少し、
0:47:38	今技術基準じゃなくて、設置許可基準に立ち返った理由って何。
0:47:43	今、工認の申請をいただいているので技術基準の適合性をし、
0:47:48	結局、
0:47:53	この主婦技術創造担当SFPに関して火災感知器を設置しないという設計を、
0:47:59	設置許可の段階で、
0:48:02	余し申請対応時の設置許可の段階で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:06	しまして、
0:48:08	許可いただいた。
0:48:10	他ものになっておりました、
0:48:13	その断面においても火災が発生しないというふうな、
0:48:17	リアーとして考えて、
0:48:21	ますので、
0:48:22	評価基準でいうと 8 条に立ち返ったときに、
0:48:28	設計基準において発生する火災というものがそもそもないので、
0:48:32	火災感知器を設置しなくていい。
0:48:35	エリアにしていく。
0:48:42	以上になり、
0:48:48	言いたいことは理解しました。
0:48:51	一方で、あれですよ。まさに新基準のときに、
0:48:55	あれですよ使用済み樹脂貯蔵タンク。
0:48:58	オカないよ。
0:49:00	の許可においてそうした、
0:49:03	その時にはもちろん、火災防護審査基準が改正されてないので、
0:49:08	その接種前、
0:49:11	かつ本文事項、
0:49:15	それを踏まえて、
0:49:18	今回下階
0:49:19	再防護審査基準が改正されて、
0:49:22	工認段階として、それにのりつたのと、
0:49:26	とか、設計なってるかどうかを確認するっていうものなので、
0:49:29	あと市長がすれ違っているような気もしますが、ちょっとまずは資料に ちょっと正確に落としていただくっていうところがスタートかなと。
0:49:37	で、まずそれをお願いしてもいい
0:49:41	九州電力の五島です。資料の明確化了解いたしました具体的に記載する ようにいたします。
0:49:47	はい。規制庁、
0:49:50	衛藤じゃ続けて、次の確認です。
0:49:55	衛藤。
0:49:56	基本設計方針の順番、ちょっと、
0:50:01	どう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:07	次は報告
0:50:13	資料1の
0:50:15	跨って書かれて、
0:50:17	けど、
0:50:23	パワーポイント
0:50:24	等、資料1の、
0:50:26	8ページあたりの方がちょっと確認が、
0:50:31	よく、
0:50:32	見ながら、
0:50:38	ました。
0:50:40	十分な保安水準の部分で、
0:50:43	まずちょっと8ページ目のこの丸下に丸ポツ書かれてると思う。
0:50:47	けど、ちょっとこの記載の趣旨だけ明確に確認しておきたいんですけど。
0:50:51	これ消防法施行規則23条第4項による火災感知では、
0:50:56	発生した火災が隣接する区域、区画の
0:50:59	及ぼす、
0:51:00	ていう文章になっていて、
0:51:04	これは、
0:51:05	そういうふうにちょっと読めてしまう誤解を与えてしまうそういう意図があるわけではないとちょっと思うんですけど一応確認
0:51:13	要は、
0:51:14	消防法施行規則で、
0:51:17	この赤字の部分の、
0:51:19	ぜひの、
0:51:21	一ノ瀬主事のイトウを含んでいるという説明ではないですよ。
0:51:26	要はこの文章だと、消防法施行規則で、こういう隣接する区域区画の機器に影響を及ぼす影響がないように何か感知するよみたいな感じで求めているような文章に、
0:51:37	ちょっと読めるかなと思ったんですけど、そういう趣旨ではないって理解していいですか。
0:51:43	九州電力の後藤です。そういう趣旨ではございません。はい。
0:51:48	衛藤なのでちょっとここ、誤解を与えてしまうかなと思っていて、
0:51:53	単純に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	今まで、今までっていうか
0:52:00	あれですかね、技術基準規則等に基づき設計、
0:52:04	た場合とかそういうことなんで、
0:52:06	言いたいことは、
0:52:15	ちょっとこの丸ポツの部分の、冒頭がちょっと消防法施行規則でこういう赤字の部分求めて、
0:52:23	そこは誤解を与えないような表現にしていただければ、
0:52:26	けど、
0:52:29	九州電力の後藤です。衛藤。
0:52:32	はい。ちょっと誤解のないように、記載修正させていただきたいと思うのと、
0:52:36	衛藤技術基準規則。
0:52:39	火災防護審査基準に基づく、
0:52:42	設計を行った場合、
0:52:44	というふうなことで、
0:53:04	藤と今野は
0:53:20	この赤字、
0:53:25	いわゆる
0:53:27	とらえて、事業
0:53:53	九州電力の後藤です。
0:53:55	ここの赤Gを書いた、
0:53:59	趣旨といいますか、赤字に書いた。
0:54:02	理由としましては、
0:54:03	衛藤。
0:54:04	田窪審査基準に基づいて、
0:54:08	異なる2種類設置するだとか、
0:54:10	消防法施行規則等によって設置した場合においても、
0:54:17	仮にエリア内で発生、火災が発生すると、そのエリア内にある機器というのは、火災が発生した場所によってはどうしても安全性を損なう。
0:54:28	リスクは絶対存在。
0:54:31	するものだと考えて、
0:54:33	一方で、エリア内網羅的に火災感知することで、
0:54:38	隣接する区域各っていうところにまで、
0:54:41	方の影響が抜けにはないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	考えておりますので、
0:54:46	最低限
0:54:52	しては、最低限
0:54:57	下線部審査基準によって達成できる。
0:55:02	大きな
0:55:03	物の水準としては、こちらの隣接する火災区域区画樓
0:55:09	への影響を防止できる点、
0:55:11	というふうに考えて、
0:55:13	このような記載をしたと。
0:55:27	要は火災、技術基準、
0:55:29	とか、何か細胞
0:55:33	がそうとらえて事業者としてそう設計して行って、
0:55:36	ということですかね。だから新基準のときからこういう設計にしていっ て、
0:55:41	ていう
0:55:45	新規性基準のときの考え方としては、
0:55:49	網羅性っていうのが浅井に頭の設計の外にはなさなってなかった。
0:55:55	なかったんですけども、
0:55:58	守るべきの、
0:56:00	直上なりにつけることで、
0:56:06	当該の火災を、
0:56:08	いち早く長期間置しようというのが、設計の趣旨だったんですけど も、
0:56:13	火災防護審査基準改正されて、
0:56:18	網羅的に監視というふうな設計に、
0:56:20	はい。
0:56:21	段階で、
0:56:24	一つ大きな達成できる。
0:56:27	水準としては、
0:56:28	隣接エリアへの危機の影響がなくなったというふうなことで、
0:56:32	考え
0:56:46	ことは何か。
0:56:47	その上で結局今の丸ポツだと、何か消防法施行規則でそういった話を求 めてるようにちょっと見えちゃうので、まず、それは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:56	してもらった方がいいのかなと思う。
0:56:58	安保カワマタイデたっけ。
0:57:00	何か、
0:57:02	頭書きみたいなものを書くかどうかという部分は、
0:57:11	何かあれなんで、
0:57:14	この技術基準とか、火災防護審査基準が改正された火災を
0:57:18	踏まえた設計では、こういう赤字の部分、
0:57:21	いわゆる水準としてはあるとっていて、九州電力として思っていて、だから層厚設定したってということと理解をすればいいですかね。
0:57:32	はい、おっしゃる通りです。
0:57:37	ちょっと誤解を与えないように 8 ページ。
0:57:41	九州電力後藤です文章を修正するようにいたします。
0:57:46	江藤。その上でちょっと続けてで、
0:57:49	十分な保安水準の定義
0:57:52	江藤結局技術基準の
0:57:54	上空に立ち返って保安水準を設定し、
0:57:58	設定した時にちょっとわからないなと思ったの。
0:58:01	要は、
0:58:06	例えば、
0:58:07	12 ページとカーで、高天井エリアの
0:58:13	設置方法がある。
0:58:14	けど、
0:58:19	米は、
0:58:20	いわゆる火災防護審査基準通り、
0:58:25	2 個目が、いわゆる火災防護審査基準通りつけられないので、その他の方法で設置するってということだと思うんですけど。
0:58:35	例えばですけど、
0:58:38	高天井エリアとかに置いて、
0:58:41	ごめん、もう別 2、
0:58:44	消防法施行規則通りの設置をしなくても要は火災防護審査基準以外の設置方法でもいいと思う。
0:58:52	要は保安水準が一つ。
0:58:56	保安水準を達成するようになっていう形でこの保安水準一つ設定されると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:02	エリアごとのその設計のレベル感。
0:59:06	ていうところがちょっとよくわからないなと思った
0:59:08	けど、
0:59:09	としてはどう、どういうところを達成しようと思っているのかっていう部分。
0:59:14	要は、
0:59:17	消防法施行規則通り、要は火災防護審査基準で求めている消防法施行規則通りにおけるんだっただけおきます。
0:59:24	置けない場合においても、例えば、
0:59:27	②の分、
0:59:28	けど、要は感知能力。
0:59:31	そういう意味合いでは、可能な限りその消防法施行規則と同じレベル、同じ水準で設置しようとしているものなのか。
0:59:38	さらにそれも、
0:59:40	できない場合、
0:59:41	本当にできる限りのことをやるっていう、程度になっちゃう。
0:59:45	けどそんなレベル感を
0:59:47	何かそういうとどういう段階で、設計をしようとしているの。
0:59:51	そこの考え方だけ。
0:59:56	九州電力の五藤です。設計の考え方としては、今、石井様がおっしゃられたように、
1:00:03	障防法江藤一つの保安水準の中、高天井エリアの中であっても、
1:00:09	この感知器であれば消防法施行規則通りつけれるのであれば、
1:00:12	県に行くというのがまず第1優先。
1:00:14	次に、
1:00:17	消防法施行規則通りにつけられないにしても、なるべく
1:00:22	同水準とまではいかないにしろ、なるべく感知、
1:00:27	エリア内の火災を感知するという観点で有効な方法をとるとというのが2点目。
1:00:35	試験の確認等におきまして、
1:00:38	そういった順番で設計を考えるようにして
1:00:43	以上です。
1:01:02	ページ、
1:01:05	分かれて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	方法 2、
1:01:15	エリアの設計を記載しております。
1:01:18	衛藤。
1:01:20	ただ、ここに記載しているのはその辺、柴田申し上げた順番では、
1:01:27	適応した上で、
1:01:29	の結果を示しております。
1:01:31	なのでポーティングエリアであれば、脱法消防法施行規則を用いますっ ていう結果は見えるような形には、
1:01:39	一つのエリアを保安水準として
1:01:42	行った上で、
1:01:43	何を優先して、設計を検討していくという、その設計の流れといいます か、優先順位という、
1:01:51	点では、
1:01:52	今、柿木出せてる箇所は、
1:01:59	ない。
1:02:01	ない。
1:02:02	以上です
1:02:17	この煙の方ある
1:02:26	ためっていうこと。
1:02:29	のためっていうことの、この異なる感知方法、
1:02:33	という部分。
1:02:34	ここの部分のレベル感と、
1:02:37	どこを求め、
1:02:42	置けない部分。
1:02:43	黒実線で置く部分のレベルとしては、何が
1:02:46	ちょっとマツイ
1:02:54	関しましては、隣接 II のエリアに影響を及ぼすような火災、
1:03:00	いうことであれば、
1:03:02	それが、
1:03:03	何だっけ。
1:03:09	を生じ得るタカギというものに対して設置することで、
1:03:15	今、
1:03:17	よこさない
1:03:19	満たすレベル感での設計をしている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:24	なんでその障防法セキ
1:03:26	に近い。
1:03:28	これを網羅的
1:03:32	にやった。
1:04:38	消防法施行規則、
1:04:41	暴追
1:04:55	全社で意図するところろうは
1:04:59	浅井カツキの保証。
1:05:01	住民夕暮れパワーといった
1:05:05	資金を超えるような、現状のあるエリアにおいて、
1:05:10	設置する火災感知器に限られる契約の、
1:05:13	火災感知器、
1:05:15	そういうものを、
1:05:25	限られるだけでまだ置けるものをまずある
1:05:29	おっしゃる通りですね。
1:05:31	またはっていう方。
1:05:38	隣接というのかどうかあれですけど、例えば
1:05:49	はい、おっしゃる通りで、
1:06:00	何を意図し、
1:06:06	一井の被ばく 1001mSv/dayであったり、
1:06:12	を超えた場合は年間の何人かに、
1:06:19	多くあった 110
1:06:31	全部をまず、
1:06:40	集団線量と。
1:06:54	量を、
1:06:56	引き合いに出して、それら
1:06:58	を超えるような、
1:06:59	ものについて、示した木谷
1:08:34	九州電力五藤です。了解いたしました。
1:08:36	フードとバルブエリアの寸法まで含めて、概要で作成して、
1:08:41	作成いたします。
1:08:46	うん。
1:09:13	衛藤。
1:09:14	まず、今日の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:16	いずれか。
1:09:19	今日確認。
1:09:21	で、
1:09:22	ちょっとその誤解をが与えるような表現が残ってるよねっていう部分、 ヒアリング中にここは、そういうシステム直します。
1:09:30	なお、
1:09:32	またご提出をいただければ
1:09:36	衛藤。
1:09:43	藤。
1:09:44	こういったスケジュール感とか、あとは今日の日
1:10:00	九州電力の後藤です。
1:10:02	スケジュールカーンに関してなんですけれども、
1:10:07	311日だと。
1:10:09	遅すぎるでしょうか。
1:10:12	少しちょっと誤解を招かない表現に直すところも、
1:10:20	慎重に考えたいなというところもありまして、
1:10:35	なるべく時に提出することを、
1:10:38	を目指して、作業説明
1:10:40	します。
1:10:52	主電力ゴトウです。その他は特段ございません。
1:11:16	九州電力の後藤です。衛藤。
1:11:19	紀瑠羽杉井。
1:11:25	少なくとも15時まで。
1:11:37	お願いします。
1:11:49	ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。